

令和6年度愛媛県「優良リサイクル製品」改訂版カタログ作成業務仕様書

1 業務名

令和6年度愛媛県「優良リサイクル製品」改訂版カタログ作成業務

2 目的

「愛媛県資源循環優良モデル認定制度」で認定された優良リサイクル製品の認知度向上と販路拡大を支援し、循環型社会ビジネスの振興を図るため、そのツールとなるカタログ等の更新を行う。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月28日（金）までとする。

4 業務概要

令和5年度愛媛県「優良リサイクル製品」改訂版カタログ作成業務において作成したデータを最新の内容に更新するとともに、県が指定する企業に対して、事業内容等に関する取材等を行い、その情報をもとにカタログを制作し、その原稿データ（A I形式）及び県ホームページで掲載可能なデータ（P D F形式）を納品する。

（1）取材等

令和6年度中に新たに認定される優良リサイクル製品（4製品（予定））を取材し、P R効果の高いカタログとなるよう、リサイクル製品等の写真を撮影し、原稿を作成する。

（2）カタログの作成

取材情報等をもとに、カタログを制作する。

①内容

- ア. 「愛媛県資源循環優良モデル認定制度」の概要
- イ. 「優良リサイクル製品」の紹介
 - ・廃棄物である原材料の紹介（写真、文章）
 - ・リサイクル製品の製造過程や特長（写真、文章）
 - ・企業の基本情報（企業名、代表者名、所在地、連絡先等）

②体裁

- ア. 仕様：A 4版、フルカラー、1製品当たり1ページ（全74ページ）
- イ. 紙質：表紙裏表紙…コート135kベース、本文…コート90kベース
- ウ. 作成部数：600部
- エ. 作成時期：令和7年3月28日（金）まで

（3）A Iデータ及び県ホームページ掲載用データの納品

①内容

カタログの原稿を転用する。

②体裁

- ア. データ形式：A I 形式、P D F 形式
- イ. 収録媒体：C D-R にデータ収録
- ウ. 作成部数等：2 枚（A I 形式 1 枚、P D F 形式 1 枚）
- エ. 作成時期：令和 7 年 3 月 28 日（金）まで

5 著作権の取扱い

(1) 著作権者

カタログ、A I データ及び県ホームページ掲載用データの作成に使用した全ての素材に係る著作権者は、愛媛県とする。

※著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に基づく権利を含める。

(2) 権利関係の処理

- ①カタログ等に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- ②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

6 留意事項

- (1) 事業の遂行に当たっては、愛媛県と十分協議のうえ、作業を進めること。
- (2) カタログ等の作成については、掲載製品数や掲載内容等の状況などにより、内容に変更が生じる場合がある。
- (3) 作成したカタログ等の原稿及び写真等のデータは、愛媛県に提出すること。